

○ 太田市外三町広域清掃組合職員 の再任用に関する条例

平成13年 3月28日

条 例 第 1 号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条の職員の定年等に関しては、太田市職員の再任用に関する条例（平成17年太田市条例第47号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(太田市外五町広域清掃組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

2 太田市外五町広域清掃組合職員の定年等に関する条例（平成11年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」を「及び第28条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。